

新本庁舎低層部の運営に関する基本方針



市民に愛される低層部

～「多様な活動が交わり新たな価値を生み出す協働・共創の場」をめざして～

令和7年8月 仙台市

I 新本庁舎低層部の運営に関する基本方針について

本方針は、上位計画に示されたまちづくりの理念、施策や取り組みの方向性を踏まえつつ、「仙台市役所本庁舎建替基本計画」に掲げた「市民とともに、まちとともに新たな時代に向けてチャレンジする市庁舎」の実現に向け、今まで実施してきた有識者等による継続的な検討及び社会実験の結果等を踏まえ、運営事業者公募の前段階として、新本庁舎低層部の運営理念や導入機能等について考えを示すものです。



新本庁舎大屋根広場イメージ

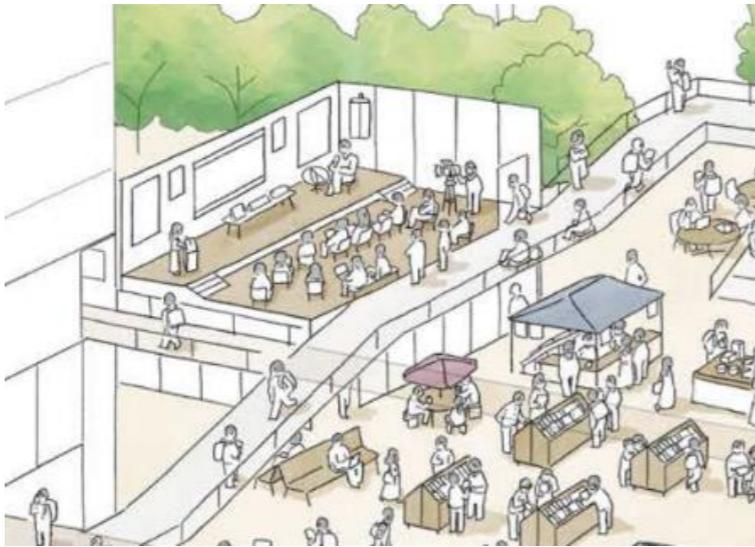


新本庁舎北東広場イメージ

Ⅱ 検討経過

令和3年度 仙台市役所新本庁舎低層部等公民連携検討会

市内の公共施設や商業施設等を運営する事業者へのヒアリングを通じ、日常と非日常が混在する開かれた市民利用・情報発信の場として、下記の3つを導入機能（案）として整理しました。



Policy Lab

開かれた政策検討/公開の場

- ・ 公民連携事業検討
- ・ 社会課題/都市経営課題検討
- ・ 政策や事業の広報



Living Lab

市民のための日常型コンテンツ

- ・ カフェ等の飲食や物販
- ・ 定期マルシェや東北の産直
- ・ バスの待合
- ・ 休憩広場 等



Cross Media Lab

共感型情報発信拠点

- ・ 仙台の魅力発信
- ・ 東北の魅力発信
- ・ コンセプト型観光情報発信

令和5年度 社会実験

来場者へのアンケート等を通じて市民のニーズを確認しました。

Ⅲ 新本庁舎低層部の運営に関する基本方針



- ① 多様な主体が交わり新たな価値と賑わいを育むこと
- ② 市民や来街者の利便に資すること
- ③ 仙台らしさを大切にしながら地域の魅力を発信すること
- ④ 持続可能な運営とすること

新本庁舎低層部の運営に関する基本方針

①多様な主体が交わり新たな価値と賑わいを育むこと

■市民・企業・行政の協働・共創の場の導入

- ・課題解決に向けて意見交換できる場（会議室等）
- ・展示・発表に活用できる空間 等

②市民や来街者の利便に資すること

■市民のための日常型コンテンツの導入

- ・市民及び職員が日常利用する飲食、物販等
- ・東北の食材を使ったマルシェ 等

③仙台らしさを大切にしながら地域の魅力を発信すること

■さらなる情報発信機能の導入

- ・東北の中核を担う都市として、仙台市や東北の魅力を発信
- ・大型サイネージを活用した市政情報の発信 等

新本庁舎低層部の運営に関する基本方針

④持続可能な運営とすること

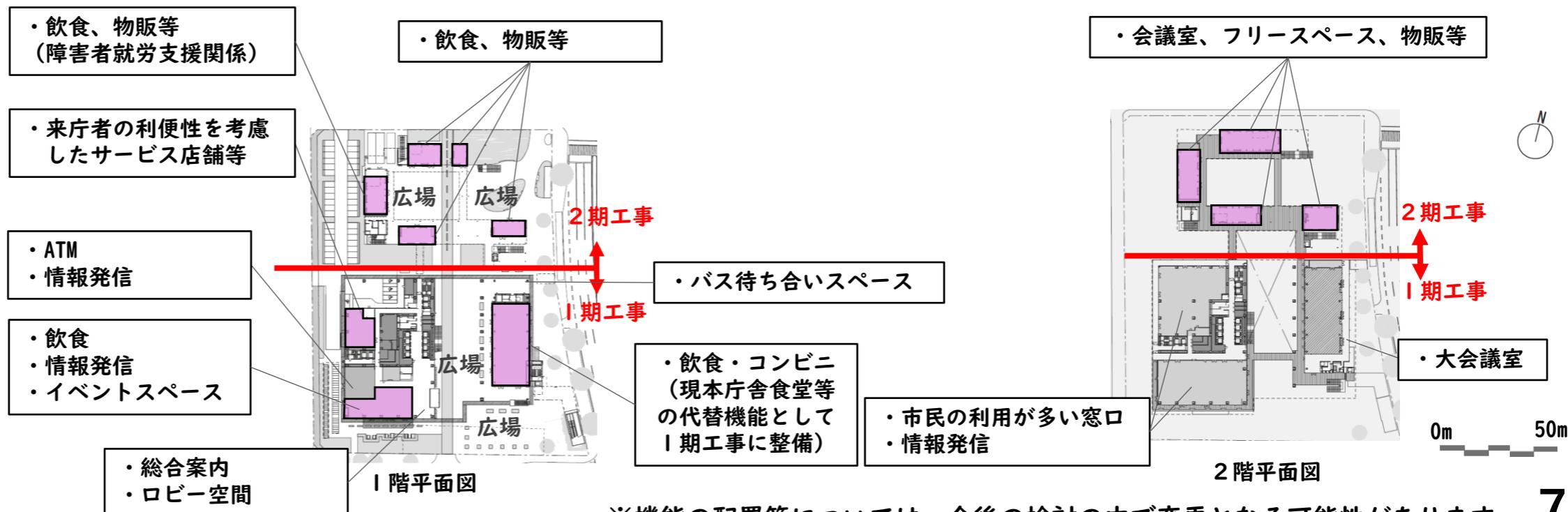
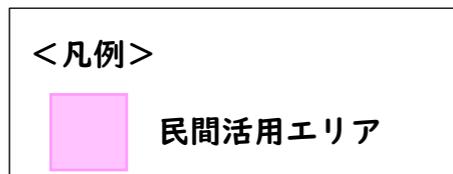
- 市民協働スペース、飲食・物販、情報発信等の各機能に適切な契約手法（貸付、業務委託等）を組み合わせることで、持続可能な運営を実現
- 市民協働が活発であること等の“仙台らしさ”を大切にした機能の導入に向けた要件整理、賃料設定等の検討
- 運営事業者の創意工夫を柔軟に反映していくための体制構築
- 地域関係者も交えながら、供用開始後も運営のあり方について不断の見直しを実施

新本庁舎低層部の運営について

- 市民の日常利用や利便性向上に繋がるよう、以下の機能を整備します。
- 市民利用・情報発信機能の運営については、民間活力の導入を検討しています。

市民利用・情報発信機能	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・企業・行政の協働・共創の場（会議室、フリースペース等） ・市民のための日常型コンテンツ（飲食、物販等） ・さらなる情報発信機能（仙台の魅力発信、東北の魅力発信等）
上記以外の機能	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の利用が多い窓口 （市政情報センター、多文化共生センター、広聴課、消費生活センター、水道局料金センター、会計課） ・総合案内 ・ロビー空間 ・広場、滞留スペース（ベンチ、緑陰等） ・バス待ち合いスペース 等

民間活力の導入範囲イメージ

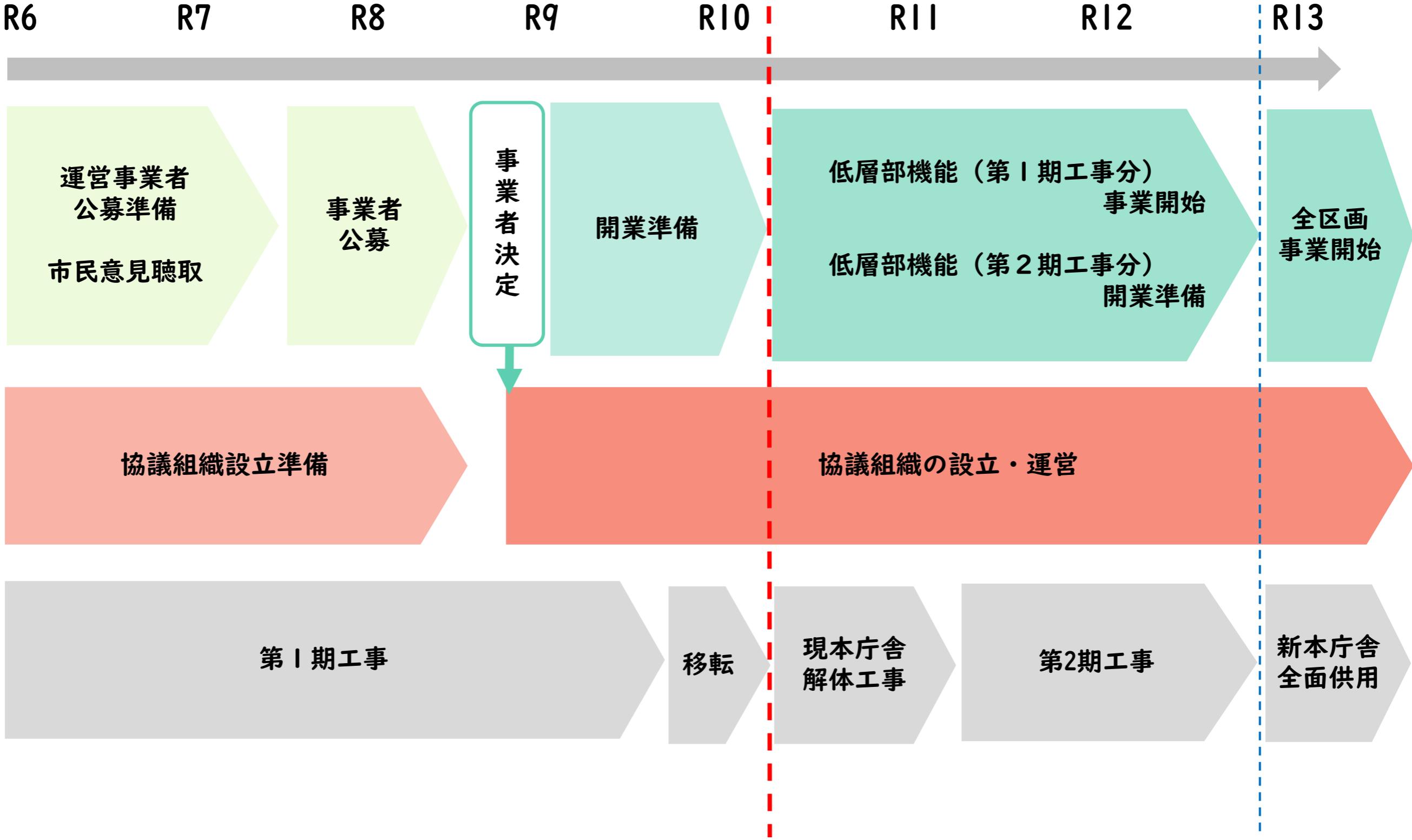


IV

長期スケジュール

▼第1期
供用開始

▼全面供用開始
(第2期含む)



仙 台 市 財 政 局 理 財 部 本 庁 舎 整 備 室
〒980-8671 仙 台 市 青 葉 区 国 分 町 三 丁 目 7 番 1 号
TEL 022-214-3170 FAX 022-214-8379